

令和6年度国分寺市事業者指導実施方針

介護サービス事業者に対する指導監督業務については、高齢者の尊厳保持、良質なケアが提供される体制の継続及び高齢者虐待防止により、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割の一翼を担っている。

制度創設以来、介護サービス事業所・施設（以下「事業所」という。）が増加するとともに、制度改正に伴う介護サービス種類の増加、各種加算の充実等、指導監督業務に関わる環境は変化している。

こうした変化に対応しつつ、利用者の自立支援及び尊厳の保持を図るためには、指導監督業務における集団指導や実地指導の効果的かつ効率的な実施、監査の適時適切な実施が求められるところである。これらを実施するにあたり、国分寺市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成18年要綱第12号、以下「要綱」という。）第6条（実施方針）の規定に基づき、以下のとおり、令和6年度における指導に関する実施方針を定める。

1 実施方針

(1) 指導について

介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬に関する事項について周知徹底を図るとともに、法令、通達等に照らし改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行う。

(2) 監査について

指定基準違反、不正請求、不正の手段による指定及び人格尊重義務違反において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採るために監査を行う。

2 指導の重点項目

(1) 人員基準関係

- ① 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- ② 架空の職員により人員基準を満たしているような状況はないか。

(2) 設備基準・運営基準関係

- ① 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- ② 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。
- ③ サービス開始時などの利用者への説明及び同意等（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。
- ④ 居宅サービス計画及び個別サービス計画の作成にあたっては、利用者個々の環境や希望などを把握し、利用者の自立を支援し、状態の悪化を

できるだけ防止する視点で、アセスメントからモニタリングまで所要のプロセスを適切に行っているか。

- ⑤ 居宅サービス計画または個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。
- ⑥ 介護給付等対象サービスとその他の自費サービスとが混同して行われていないか。
- ⑦ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。
- ⑧ 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- ⑨ 感染症又は食中毒の発生及びまん延等の防止策が講じられているか。
- ⑩ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。
- ⑪ 運営基準上定められた各記録が残されているか。
- ⑫ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく人権侵害への防止や、緊急やむを得ない場合を除く身体的拘束等の禁止に向けた取組が行われているか。
- ⑬ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築しているか

(3) 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上で、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

特に居宅介護支援業務について、運営基準に定められたアセスメント・モニタリングの未実施、サービス担当者会議の未開催、利用者の同意を得ていないなど、不適切であるにもかかわらず減額せずに報酬を請求していないか。

(4) 制度改正への対応

- ① 令和6年度介護報酬改定項目のうち下記の項目について制度改正の趣旨や内容を理解した上で適切に対応しているか。（経過措置項目等については取組みを推進しているか。）

(ア) 身体的拘束等の適正化の推進

短期入所系サービス及び多機能系サービスにおける、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）

短期入所系サービス及び多機能系サービスにおける、上記措置未実施時の基本報酬の減算

訪問系サービス、通所系サービス、及び居宅介護支援における、緊急やむを得ない場合を除く身体的拘束等の禁止、身体的拘束等を

行う場合の基本報酬の減算

(イ) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合の基本報酬の減算

(ウ) 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止のための措置が未実施の場合の基本報酬の減算

(エ) 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

居宅介護支援における運営基準に定める要件を満たした上でのテレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

(オ) 協力医療機関との連携体制の構築

施設系サービス及び居住系サービスにおける運営基準に定める要件を満たす協力医療機関の設定（新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携を含む）

(カ) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス、施設系サービスにおける、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

② その他介護給付等対象サービス種別ごとの直近の介護保険制度改正を理解した、人員、運営の見直し、介護報酬請求を行っているか。

3 監査の重点項目

- ① 不正な手段により指定を受けていないか。
- ② 無資格者によりサービスが提供されていないか。
- ③ 人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。
- ④ 架空、水増しにより不正な介護報酬が請求されていないか。
- ⑤ 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- ⑥ 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- ⑦ 高齢者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束等や、人権侵害が行われていないか。

4 指導・監査の実施

(1) 実地指導

① 実施方法

事業所ごとに日程等を決定し、当該事業所に赴き、実地において実施する。なお、実地でなくても確認出来る内容については、オンライン等を活用することができる。

② 実施単位

原則として指定事業所を単位として実施する。

ただし、実地指導の効率化を図るため、同一敷地内の事業所で複数のサービス事業の指定を受けている場合は、介護サービス事業者を単位として同日で実施することができる。

③班編成

1班当たり、原則として係長を含む2人以上の体制とする。

また、事業所の状況等により適宜体制を再編し、専門的知見を有する者等を加えて実施することができる。

④指導対象の選定方針

下記の事業所を優先的に選定する。事業所の選定は別に定める。

- (ア) 市指定事業所（居宅介護支援事業者・地域密着型サービス事業者）
- (イ) 市に寄せられた介護サービス事業者に対する苦情、告発等の分析結果から実地指導が必要と判断される事業所
- (ウ) 前年度までの実地指導による指導項目の改善状況が不十分な事業所
- (エ) サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等に併設された介護事業所で、入居者の自立支援や重度化防止の観点から実地指導が必要と判断される事業所

⑤実施通知

原則として1か月前に通知する。

ただし、緊急に実地指導をする必要があると判断したときは、指導の開始時に通知を行う。

⑥指導結果の通知等

実地指導においてはその結果を当日の講評において口頭で指摘するほか、改善又は過誤調整を要すると認められた場合には、当該介護サービス事業者に対し、文書指摘として書面で通知し、指導結果の通知を受けた後30日以内に、改善状況の報告を求めるものとする。

介護給付等対象サービスの内容、介護報酬の算定又はその請求に関し不当な事実を確認した時は、指摘を行った事項に係る自主点検の指示を行う。

この場合、指摘を行った事項について、全利用者の介護給付費明細書等関係書類を対象に、市が指定する期間内の実績について、自主点検のうえ、その結果を報告させるものとし、返還すべき内容が確認された時は、自主返還の指示を行う。

⑦実地指導事務の委託について

実地指導は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条の2第1項の規定に基づき、市が実施する同項第1号に規定する事務の一部に関して委託することができる。

(2) 集団指導

① 実施方法

介護保険制度に関する事項のほか、実地指導結果の説明や注意喚起が必要な事項など、適切な介護サービスや、介護報酬請求が行われるよう、講習等の方法、またはオンライン等の活用による動画の配信等により行う（外部講師等による講習を含む）。

② 指導対象の選定方針

市内における下記の介護給付等対象サービス種別を優先的に選定する。事業所の選定は別に定める。

(ア) 居宅介護支援

(イ) 地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護／地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／認知症対応型共同生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

(ウ) 訪問介護

(エ) 通所介護

(オ) 介護老人福祉施設

③ 実施通知

原則として1か月前に通知する。

(3) 監査

① 監査対象の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反、不正請求、不正の手段による指定（以下、指定基準違反等という）、または人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(ア) 要確認情報

- ・ 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ・ 人格尊重義務違反の情報
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ・ 連合会からの通報情報
- ・ 法第115条の35第5項の規程に該当する報告の拒否等に関する通知

(イ) 実地指導において確認した情報

法第23条により指導を行った介護サービス事業者について確認した指定基準違反等及び人格尊重義務違反

② 実施方法

指定事業所ごとに日程等を決定し、監査実施通知を事前に交付した上で、当該事業所に赴き、実地において実施する。ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断したときは、監査の開始時に通知を行う。

③監査結果の通知等

監査の結果、法に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求めるものとする。

④行政上の措置

監査を受けた介護サービス事業者のうち、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防地域密着型サービス事業者、指定介護予防支援事業者（以下「地域密着型サービス事業者等」という。）における指定基準違反等が認められた場合は、法の規定に基づき、行政上の措置を行うことができる。

(ア) 勧告

地域密着型サービス事業者等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合は、当該地域密着型サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(イ) 命令

地域密着型サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合は、当該地域密着型サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(ウ) 指定の取消し等

指定基準違反等の内容等が、法第 78 条の 10、第 84 条第 1 項、第 115 条の 19、第 115 条の 29 の各号のいずれかに該当する場合には、当該サービス事業者等に係る指定を取消し、または期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

⑤聴聞等

監査の結果、当該地域密着型サービス事業者等が命令または指定の取消し等に該当すると認められる場合は、監査後、当該地域密着型サービス事業者等に対して、行政手続法第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞また

は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

⑥経済上の措置

(ア) 監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し、不正又は不当の事実が認められ、当該事実に係る返還金が生じた場合には、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（徴収金）として徴収を行うことができる。

(イ) 上記(ア)の不正利得については、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。

(4)その他

①東京都への通知

指導または監査を行った結果、以下に該当すると認めるときは、その旨を東京都へ通知する。

(ア) 厚生労働省令で定める基準または員数を満たしていないとき。

(イ) 基準に従った適正な運営がなされていないとき。

(ウ) 指定権限が都にある介護サービス事業者について、指定の取消し等に該当するとき。

(エ) 指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるとき（東京都と同時に監査を行っている場合には、省略することができる）。

②厚生労働省、東京都及び関係機関等との連携

(ア) 指導の効果を高めるために、東京都及び他の保険者並びに連合会との連携を図る。

(イ) 指導等の実施状況等については、必要に応じて厚生労働省及び東京都に報告する。

5 指導基準に係る主な例規等

(1)地域密着型サービスについて

○国分寺市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）

○国分寺市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号）

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日付老計発第0331004号等）

○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）

○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指

定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日付老計発第 0331005 号等）

(2) 居宅介護支援について

- 国分寺市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年条例第 13 号）
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）
- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）

(3) 地域密着型サービス以外の居宅サービスについて

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号）
- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 141 号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 112 号）
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 142 号）
- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（24 福保高介第 1882 号）
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001

号)

(4) 介護老人福祉施設

- 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年都条例第 41 号）
- 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年都規則第 45 号）
- 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領（24 福保高施第 1468 号）
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）

(5) 介護老人保健施設

- 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 42 号）
- 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年規則第 46 号）
- 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行要領（24 福保高施第 1903 号）
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）